

品川区地域福祉計画策定委員会設置要綱

制定 令和5年3月30日区長決定 要綱第76号

(設置)

第1条 品川区地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定にかかる検討をするため、品川区地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、30人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 地域関係団体の代表者
- (4) 区内事業者の代表者
- (5) 公募により選出した区民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認めたもの

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から計画策定完了日までとする。

(委員長)

第5条 策定委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから区長が指名する者とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(招集等)

第6条 策定委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員長は、特定の事項を審議する必要があると認めるときは、策定委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長の指名する委員により、構成する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、専門部会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、福祉部福祉計画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、地域福祉計画の策定が完了した日にその効力を失う。